

店頭デリバティブ取引に係るご注意

- 本取引は、金融商品取引法において不招請勧誘禁止の対象となっている店頭デリバティブ取引であるため、お客様より事前に要請がない限り訪問・電話による勧誘はできない取引です。(注1)
- ※ この取引に関して行われた勧誘が訪問・電話による場合、お客様の要請によるものであることを改めてご確認ください。
- また、本取引は、証拠金の額を上回る取引を行うことができるから、場合によっては、大きな損失が発生する可能性を有しています。また、その損失は、差し入れた証拠金の額を上回る場合があります。お客様の本店又は本店に帰属する移動営業所へのご来店又は勧誘の要請により勧誘が開始された場合においても、本取引の内容等を十分ご理解の上、お取引いただきますようお願いいたします。
- お取引内容に関するご確認・ご相談や苦情等につきましては、当社までお申し出ください。なお、お取引についてのトラブル等は、以下のADR(注2)機関における苦情処理・紛争解決の枠組みの利用も可能です。

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター

電話番号 0120-64-5005(フリーダイヤル)

(注1) ただし、以下に該当する場合は適用されません。

- ・当該取引に関して特定投資家に移行されているお客様の場合
- ・勧誘の日前1年間に、2回以上のお取引いただいたお客様及び勧誘の日に未決済の残高をお持ちのお客様の場合
- ・外国貿易その他の外国為替取引に関する業務を行う法人のお客様であって、お客様の保有する資産及び負債に係る為替変動による損失の可能性を減殺することを目的とする場合

(注2) ADR とは、裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続によらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいいます。

店頭外国為替証拠金取引の契約締結前交付書面

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。)

この書面には、お客様が店頭外国為替証拠金取引を行っていただくうえでのリスクや留意点が記載されています。

お取引にあたっては、この書面をあらかじめよくお読みいただき、内容をご理解のうえ、ご不明な点は、お取引開始前にお問い合わせください。

○店頭外国為替証拠金取引とは、一定額の「証拠金」を預けて、投資金額に比べて大きな金額の「外国為替」を売買できる「取引」です。

○店頭外国為替証拠金取引は、お客様と当社との相対取引です。(金融商品取引所取引ではありません。)

○店頭外国為替証拠金取引において、当社が提示する売値と買値の間には差額があります。

○店頭外国為替証拠金取引は、取引金額がお客様の預託しなければならない証拠金の額に比べて大きい額となっており、投資額以上の損失が生じる可能性があります。したがって、取引を開始する場合又は継続して行う場合には、この書面のみでなく、取引の仕組みやリスクについて十分な研究を行うとともに、投資者自らの資力、投資目的及び投資経験等に照らして適切であると判断する場合にのみ、自己の責任において行うことが肝要です。

店頭外国為替証拠金取引のリスク等重要事項について

■手数料・その他諸費用について

店頭外国為替証拠金取引にあたっては、取引手数料は無料です。

自動ロスカット注文、強制決済が執行された場合の手数料も無料です。

■証拠金について

店頭外国為替証拠金取引を行うにあたっては、「6. 証拠金について」に記載の証拠金（当社が認める一定の有価証券により代用可能です。）を担保として事前に差し入れ又は預託していただきます。

■店頭外国為替証拠金取引のリスクについて

店頭外国為替証拠金取引では、お客様が行う取引の金額がその取引についてお客様が預託しなければならない証拠金の額に比べて大きい額であることから、時として多額の損失が生じる可能性を有しています。したがって、店頭外国為替証拠金取引の開始にあたっては、以下の内容を十分に把握する必要があります。

- ・店頭外国為替証拠金取引では、外国為替相場や各国通貨の金利の変動等によりお客様に

損失が生じるおそれがあります。また、取引対象である通貨の金利の変動によりスワップポイントが受取りから支払いに転じることもあります。さらに、その損失の額は、お客様が預託されている証拠金の額を上回る可能性があります。

- ・ビット価格とオファー価格のスプレッド幅が広くなったり、意図した取引ができない可能性があります。
- ・外国為替相場の変動等により、損失が一定額を超えたときは、追加で証拠金の差し入れが必要になります。所定の时限までに証拠金の追加差し入れがない場合は、損失を被った状態で建玉の全部又は一部を事前の通知なしに決済されることがあります。この場合、その決済で生じた損失についてはお客様が責任を負うことになります。
- ・逆指値注文は、外国為替取引の性質上、通常の市場環境においても指定レートよりもお客様に不利なレートで約定されます(スリッページ)。また、値動きが荒い等市場の状況によっては、指定レートから大きく乖離したレートで約定することもあり、投資金額以上の損失を被る可能性があります。
- ・各国通貨の金利水準は、時として大きく変動することがあります。お客様が建玉を保有しつづける場合には、金利変動のリスクにさらされる可能性があります。
- ・当社は、外国為替相場の変動によっては、建玉ごとに設定される自動ロスカット注文により、お客様に通知することなく、成行でお客様の未決済建玉を決済することができます。
- ・自動ロスカットは、お客様の損失を限定するためのルールではありますが、外国為替相場の急激な変動によっては、委託証拠金の残額以上の損失が生じる場合があります。詳しくは、「4. 自動ロスカットルールについて」ならびに「5. 証拠金規制と強制決済制度について」をご参照ください。
- ・外国為替取引は、各国の通貨を売買する取引です。日本円をはじめ当社が扱っている通貨は、通常高い流動性が確保されています。また、当社は、複数の銀行から為替レートの供給を受ける第一種金融商品取引業者をカバー取引先として、お客様のすべての注文をヘッジすることにより、できる限り高い流動性を確保するよう努めています。しかし、主要国の休日やニューヨークの夕刻等取引が活発でない時間帯においては、取引レートを提示することが困難になる場合があります。また、天災地変、戦争、政変あるいは外国為替取引の規制等特殊な状況が発生した場合にも、お客様の取引が困難あるいは不可能となる場合があります。
- ・当社のカバー先金融機関

商号又は名称:FXプライム株式会社

業務内容:第一種金商品取引業者 関東財務局長(金商)第 259 号

[FXプライム株式会社のカバー取引先金融機関]

商号又は名称:三菱東京UFJ銀行

業務内容:銀行業

商号又は名称:JP モルガン・チェース銀行

業務内容:銀行業

監督を受ける外国当局:米国通貨監督局、米国連邦準備制度理事会

商号又は名称:シティバンク、エヌ・エイ

業務内容:銀行業

- (7) 店頭金融先物取引について、顧客に損失が生ずることになり、又はあらかじめ定めた額の利益が生じないこととなった場合には自己又は第三者がその全部もしくは一部を補てんし、又は補足するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客又はその指定した者に対し、申込み、もしくは約束し、又は第三者に申込ませ、もしくは約束させる行為
- (8) 店頭金融先物取引について、自己又は第三者が顧客の損失の全部もしくは一部を補てんし、又は顧客の利益に追加するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客又はその指定した者に対し、申込み、もしくは約束し、又は第三者に申込ませ、もしくは約束させる行為
- (9) 店頭金融先物取引について、顧客の損失の全部もしくは一部を補てんし、又は顧客の利益に追加するため、当該顧客又は第三者に対し、財産上の利益を提供し、又は第三者に提供させる行為
- (10) 本説明書の交付に際し、本説明書の内容について、顧客の知識、経験、財産の状況及び店頭金融先物取引契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をしないこと
- (11) 店頭金融先物取引契約の締結又はその勧誘に関して、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為
- (12) 店頭金融先物取引契約につき、顧客もしくはその指定した者に対し、特別の利益の提供を約し、又は顧客もしくは第三者に対し特別の利益を提供する行為（第三者をして特別の利益の提供を約させ、又はこれを提供させる行為を含みます。）
- (13) 店頭金融先物取引契約の締結又は解約に関し、偽計を用い、又は暴行もしくは脅迫をする行為
- (14) 店頭金融先物取引契約に基づく店頭金融先物取引行為をすることその他の当該店頭金融先物取引契約に基づく債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は不当に遅延させる行為
- (15) 店頭金融先物取引契約に基づく顧客の計算に属する金銭、有価証券その他の財産又は証拠金その他の保証金を虚偽の相場を利用することその他不正の手段により取得する行為
- (16) 店頭金融先物取引契約の締結を勧誘する目的があることを顧客にあらかじめ明示しないで当該顧客を集めて当該店頭金融先物取引契約の締結を勧誘する行為
- (17) あらかじめ顧客の同意を得ずに、当該顧客の計算により店頭金融先物取引をする行為
- (18) 個人である金融商品取引業者又は金融商品取引業者の役員（役員が法人であるときは、その職務を行なうべき社員を含みます。）もしくは使用人が、自己の職務上の地位を利用して、顧客の店頭金融先物取引に係る注文の動向その他職務上知り得た特別の情報に基づいて、又は専ら投機的利益の追求を目的として店頭金融先物取引をする行為
- (19) 店頭金融先物取引行為につき、顧客から資金総額について同意を得たうえで、売買の別、通貨、数量及び価格のうち同意が得られないものについては、一定の事実が発生した場合に電子計算機による処理その他のあらかじめ定められた方式に従った処理により決定され、金融商品取引業者がこれらに従って、取引を執行することを内容とする契約を締結する場合において、当該契約を書面により締結しないこと（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により締結する場合を除きます。）
- (20) 店頭金融先物取引行為（証拠金その他の保証金を預託する取引に係るものに限ります。）につき、顧客に対し、当該顧客が行う店頭金融先物取引の売付又は買付と対当する取引（これらの取引から生じ得る損失を減少させる取引をいいます。）の勧誘その他これに類似する行為をすること
- (21) 通貨関連デリバティブ取引（店頭外国為替証拠金取引を含みます）につき、顧客が預託する証拠金額その他の証拠金額（計算上の損益を含みます。）が金融庁長官が定める額に不足する場合に、取引成立後直ちに当該顧客にその不足額を預託させることなく当該取引を継続すること

行っていただくものとします。

7. お客様の預り資産等の処分

所定の日時までに証拠金不足の解消ができない場合、当社は、お客様に事前に通知することなく、かつ法律上の手続きによらないで、当社が占有しているお客様の現金、有価証券、その他動産を、お客様の計算において、その方法、時期、場所、価格等は当社の任意により処分し、その取得金等から諸費用を差し引いた残金を、当社の任意に債務の弁済に充当できるものとします。

【当社の概要】

商号等 カブドットコム証券株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第61号
所在地 〒100-0004 東京都千代田区大手町1-3-2 経団連会館6F
加入協会 日本証券業協会、社団法人金融先物取引業協会
指定紛争解決機関 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
所在地：東京都中央区日本橋茅場町2-1-13 第三証券会館
電話番号：0120-64-5005
受付時間：9:00～17:00（土日祝を除く）
設立年月 平成11年11月19日
資本金 71.96億円（平成23年8月31日現在）
主な事業 金融商品取引業
連絡先 0120-390-390（フリーコール） 03-6688-8888（携帯・PHS）

以上

（平成24年6月30日）